

様式例 12 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：平成24年7月25日

評価者：民間活用推進委員会

1. 業務概要

施設名	百合丘老人いこいの家
指定期間	平成20年4月1日～平成25年3月31日
業務の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人いこいの家の運営等に関する業務 <ol style="list-style-type: none"> ア 教養の向上及びレクリエーション活動に関する事業の実施 イ 利用者の自主活動に対する活動の場の提供 ウ 入浴事業 エ 川崎市及び川崎市から事業を委託された団体が実施する事業への場の提供 オ 運営委員会の設置・運営に関すること 2 利用の許可に関する業務 3 老人いこいの家の利用等の報告に関する業務 4 施設等の維持管理に関する業務
指定管理者	名称：麻生区内複合福祉施設共同事業体 代表者：理事長 長谷川 忠司 住所：高津区久地3-13-1 電話：044-829-1829
所管課	健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課（内線：32531）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に必要な量及び質のサービスを提供できたか。	<p>施設運営の全般に係わる「利用者満足度調査」の実施や意見箱の設置等を通じて、利用者ニーズを把握し、魅力ある施設運営への反映に努めた。</p> <p>また、地域の代表者等で構成する運営委員会を設置し、課題等を共有し協力して解決してくことで、円滑に施設を運営することができた。</p> <p>さらに、より適切に施設を管理運営できるよう、(福)川崎市社会福祉協議会が開催している管理人研修会へ参加し（年2回）、管理人の質の向上を図った。</p>
2	当初の事業目的を達成することができたか。	<p>教養講座や行事の実施にあたっては、応募時の事業計画に則って実施するとともに、利用者の要望等を踏まえ、指定管理者が創意工夫を加えることで、高齢者の交流の場として、質の高いサービスを提供することができた。</p> <p>また、地域住民が主体で開催する「ミニサロン」への支援や、虚弱な高齢者のための会食会等を実施し、地域に根ざした事業を展開することができた。</p>
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	<p>利用者の来所時に、一人ひとりに声を掛けることによって、普段の健康状態と変わりがないかどうかを確認した。</p> <p>また、入浴時には、原則2名以上で入浴することを徹底し、一人で入浴する際は、管理人が定期的に確認することによって、利用者が安全に入浴できるように配慮した。なお、毎日の浴槽の塩素消毒や定期的な衛生検査を適切に実施し、衛生面における管理を徹底した。</p>
4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域活動の拠点として、地域の特性を活かしながら、利用者の幅広いニーズに対応すること。 ・充実した設備を活用し、介護予防に資する取組みをより積極的に実施すること。 ・団塊世代の利用を促進するため、魅力ある講座の実施や広報活動を積極的に展開すること。 ・「利用者満足度調査」等の結果を踏まえ、施設運営へ反映するための具体的な手法を検討すること。

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果																																								
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	毎年度終了後の事業報告書の提出、また、セルフモニタリングの実施を通じて、運営状況を確認している。また、定期的に、所管課と指定管理者による会議を開催し、情報共有及び課題解決に努めた。																																								
2	制度活用による効果はあったか。	<p>(サービスの向上)</p> <p>制度導入後、区内で最も充実した湯沸室を持つ利点を生かし、地域の活動拠点として、サロンやミニデイケアサービス、会食・配食サービス等を実施したため、毎年、利用者数は増加となっている。</p> <p>【利用者数】</p> <p>平成20年度： 9, 224人 平成21年度： 9, 717人 平成22年度： 10, 469人 平成23年度： 11, 087人</p> <p>(経費の節減)</p> <p>指定期間における平均の決算額は、“2, 692, 859円”となっており、収支がマイナスとなっていないこと、また、人件費・事務費・事業費ともに、他の施設の実績を考慮すると妥当である。</p> <p>【決算額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初計画額</td> <td>2,732,286</td> <td>2,885,437</td> <td>2,748,037</td> <td>2,769,154</td> </tr> <tr> <td>決算額</td> <td>2,708,206</td> <td>2,708,574</td> <td>2,653,164</td> <td>2,701,492</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>2,178,860</td> <td>2,131,564</td> <td>2,125,544</td> <td>2,130,521</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>187,462</td> <td>254,820</td> <td>182,024</td> <td>315,313</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>211,775</td> <td>184,789</td> <td>214,737</td> <td>189,777</td> </tr> <tr> <td>消費税</td> <td>130,109</td> <td>137,401</td> <td>130,859</td> <td>65,881</td> </tr> <tr> <td>収支</td> <td>24,080</td> <td>176,863</td> <td>94,873</td> <td>67,662</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成23年度から消費税の取扱いを見直し、実際に納税した額を記載することといたしました。</p>		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画額	2,732,286	2,885,437	2,748,037	2,769,154	決算額	2,708,206	2,708,574	2,653,164	2,701,492	人件費	2,178,860	2,131,564	2,125,544	2,130,521	事務費	187,462	254,820	182,024	315,313	事業費	211,775	184,789	214,737	189,777	消費税	130,109	137,401	130,859	65,881	収支	24,080	176,863	94,873	67,662
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度																																						
当初計画額	2,732,286	2,885,437	2,748,037	2,769,154																																						
決算額	2,708,206	2,708,574	2,653,164	2,701,492																																						
人件費	2,178,860	2,131,564	2,125,544	2,130,521																																						
事務費	187,462	254,820	182,024	315,313																																						
事業費	211,775	184,789	214,737	189,777																																						
消費税	130,109	137,401	130,859	65,881																																						
収支	24,080	176,863	94,873	67,662																																						
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	開設以降、利用者数は増加傾向にあり、市民に対して比較的安定したサービスを提供したと言える。今後、いこいの家は、介護予防拠点としての役割の重要性がより高まっていくことから、指定管理者の創意工夫によって、団塊世代の利用促進や介護予防に資する取組みを、積極的に展開していくことが課題である。																																								
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	当該施設の運営業務については、指定管理者の創意工夫を凝らした運営によって利用者数が増加していること、また、関連法令及び制度趣旨において何ら問題がないことから、引き続き指定管理者制度を活用していく。																																								

4. 今後の事業運営方針について

<p>当該施設は平成20年4月1日の開設当初から指定管理者制度を導入しており、利用者ニーズの把握や経費縮減に取り組むなど、適正・適切な運営を通じて、市民サービスの向上を図ることができた。</p> <p>今後、老人いこいの家は、地域の高齢者のふれあいや生きがいの場としての機能に加え、介護予防拠点として、本市の高齢者福祉施策を推進するための重要な役割を担っていくことから、より魅力ある施設運営を図るため、引き続き指定管理者による管理運営を行うことが望ましい。</p> <p>なお、次期のいこいの家の指定管理者の一斉更新の際は、グルーピングのメリットを考慮し、複数のいこいの家をグルーピング化し、公募することが望ましい。百合ヶ丘いこいの家については、現在、3施設を一括公募し、3法人によるJVによって施設を運営してきており、施設管理において、円滑な運営の観点からは一定の効果はあったと考えるが、いこいの家のグルーピング化による高齢者施策におけるメリットや、他の複合施設において、一括管理による運営手法を採用しなくても支障がないことなどを勘案し、次期の指定管理者については、いこいの家単体で公募するものとする。</p> <p>また、指定期間については、グルーピングを行うことから、平成26年度からの一斉更新に合わせ、1年間とすることが望ましい。</p>
